

事 務 連 絡
平成 24 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢 ヶ 崎 忠 夫

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の 施行について

このことについて、平成 24 年 4 月 24 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者へ周知方よろしく申し上げます。

このたびの通知は、平成 24 年 1 月 20 日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、あわせて、同法の施行規則の一部を改正する省令、及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件が制定されましたが、①これらはいずれも平成 24 年 6 月 1 日から施行されること、②これらの改正の趣旨及び内容等について、別添のとおりであるので、了知の上、適切な施行に特段の配慮を依頼する旨、各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長あてに通知したとの内容です。

なお、別紙 2 のとおりパブリックコメントを募集しているとの連絡を受けております。

本件のお問合わせ先

事業担当：笹 川

TEL 03-3475-1601



事 務 連 絡

平成 2 4 年 4 月 2 4 日

公益社団法人

日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課

動 物 愛 護 管 理 室

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

標記の件について、別紙 1 のとおり各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長あて通知したので、お知らせします。

なお、別紙 2 のとおりパブリックコメントを募集していることを申し添えます。



(別紙)



環自総発第 120417001 号
平成 24 年 4 月 17 日

〔各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長〕 殿

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 8 号。以下「改正令」という。）は、平成 24 年 1 月 20 日に公布されたところである。また同日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 1 号。以下「改正施行規則」という。）、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成 24 年 1 月環境省告示第 4 号。以下「改正細目」という。）が制定された。これらは、いずれも改正令の施行の日である平成 24 年 6 月 1 日から施行される。

この改正令等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正令等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正令等制定の趣旨

平成17年に法改正が行われてから約 5 年が経過したことから、この間の法律の施行状況等について、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会で審議された。同審議の結果を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、以下の規定が盛り込まれた改正令等を制定したものである。

第 2 改正の内容等

1 動物取扱業の登録を要する取扱いの追加

昨今の動物の取扱いに関する状況の変化に伴い、現在登録の対象となっていないものを、新たに動物取扱業の登録を要する取扱いに追加するものである。

今回新たに追加される取扱いは、動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）である。

（１）動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことの追加

現在動物の多くが、オークションを経由して流通しており、多くの動物が集まるオークション会場における動物の適正な管理が必要である。また多くのオークションにおいて、扱われる動物に関する情報管理・伝達等をオークション事業者が実質的に担っている状況にあり、売買される動物のトレーサビリティの確保に重要な役割を果たしている。これらの点に鑑み、動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを、新たに動物取扱業の登録を要する取扱いに追加するものである。

動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこととは、実際の会場を設けて動物のオークションを運営することであり、会場を設けずインターネット上のみで競りを行ういわゆるインターネットオークションはこれに含まれない。対象となる動物は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条に掲げる「動物」を指す。

登録事業者は、現行の登録基準、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準、遵守基準等の遵守が義務付けられるほか、改正施行規則及び改正細目に定められた以下の事項を遵守することが義務付けられる。

- 競りの実施に当たって当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防ぐため、顧客の動物を個々に保管するよう努めること。
- 競りの実施に当たって当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、当該動物が健康であることを目視又は販売業者からの聴取により確認し、それまでの間他の動物に接触させないようにすること。

なお、「一時的に保管する場合」とは、競りの実施に当たって、あらかじめ当該事業者が競りに付される動物を集めるなど、当該動物の管理を行う場合のことを言い、

販売業者自らが競りの会場に動物を持ち込み、会場内での動物の管理の責任を負う場合はこれに含まれない。

- 実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、実施する競りに当該事業者を参加させないこと。
- 実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 8 条第 5 号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。
- 実施した競りにおいて売買された動物について、販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを 5 年間保管すること。
- 競りの実施状況について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

これらは、競りに付される動物の情報管理・伝達を適切に行わせるための措置であり、競りに付された動物の売買について、施行規則第 8 条に規定された説明義務が果たされていることをオークション事業者にも確認させるものである。

（２）動物を譲り受けてその飼養を行うことの追加

動物の長寿命化や飼養環境の変化により、主に高齢の動物について飼い主から譲り受けてその飼養を行う、いわゆる老犬・老猫ホームと呼ばれる事業者が増加する一方で、これらの事業者の不適正な飼養実態が報告されている。現行法では、動物の所有権が移転する場合には、動物の「保管」には当たらず、動物取扱業の登録が求められていない。これら事業者を管理・監督することが、動物の適正な飼養の確保上必要であることから、動物取扱業の登録の対象とするものである。

「動物を譲り受けてその飼養を行うこと」とは、動物の所有権を元の飼い主から事業者に移転させた上で、当該動物の飼養を行うことであり、当該動物の所有権が移転しない場合については、従前の通り保管業としての登録が必要である。なお、その対象を「当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合」に限定しており、動物を譲り渡した者（元の飼い主）から無償で引き取る場合や、引取り等に要する費用（輸送費、手数料、不妊・去勢に要する費用等）のみを求める場合はこれに含まれない。一方、譲り渡した時点で、飼養に要する費用の全額を負担する場合に限定されるものではなく、定期的に一定金額を負担する場合も含まれる。対象となる動物は、法第10条に掲げる「動物」を指す。

2 犬及びねこの夜間展示の禁止関係

(1) 夜間展示等に係る飼養管理基準、遵守基準等の改定

動物の夜間展示により、特に犬及びねこについて、睡眠時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスが生じている状況にあることから、犬及びねこの夜間展示を禁止するものである。当該措置に伴い、改正施行規則及び改正細目において以下の事項を定めた。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者が犬及びねこの展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこと。
なお、「展示」とは、販売業者が店舗内で犬又はねこを顧客に見える状態に置くこと、外部から見えるショーウィンドー内に置くこと等を含み、展示業者による展示行為に限定されない。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者は、午後8時から午前8時までの間（以下「夜間」という。）に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
これは、展示を行わない場合にも、顧客の求めに応じて接触させる等の行為を防ぐためのものである。
- 販売業者、貸出業者又は展示業者が夜間に営業を行う場合には、犬又はねこの飼養施設を、他の場所から区分する等夜間に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられているようにすること。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合には、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。
- 長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。
これは、夜間展示規制に併せ、特に犬及びねこの展示に関しては、長時間展示を行う際に、展示を行わない時間を設けることを義務付けたものである。
- 販売業者が、夜間に、犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。
動物の飼養環境については、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年1月環境省告示第20号）第5条第1号ト「動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等に確保され、及び騒音が防止される

よう、飼養又は保管する環境の管理を行うこと」とされているところであるが、夜間展示規制に併せ、犬及びねこ以外の動物について夜間に展示を行う場合についても、明るさの抑制等の飼養環境に配慮するよう入念規定を設けることとした。

（２）登録等申請時の記載事項への「営業時間」の追加

夜間展示規制に併せ、登録及び更新の審査の際に、当該規制の遵守状況を確認するため、動物取扱業の登録の申請及び更新時の記載事項に「営業時間」を追加する。なお、営業時間のうち夜間に含まれない部分を変更する場合には、軽微な変更とみなし、変更の届出を要しない。



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
一部を改正する省令案等に関する意見の募集（パブリックコメント）
について（お知らせ）

平成24年4月23日（月）
環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室
代 表：03-3581-3351
室 長：西山理行（内線6484）
課長補佐：杉井威夫（内線6407）
担 当：岸 秀蔵（内線6406）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を
改正する省令案等の概要について、平成24年4月23日（月）から平成24
年5月7日（月）まで、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

平成24年1月20日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律施行
規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第1号）」等において、本年6
月1日より販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間（午後8時から午前8時ま
での間）に、犬又はねこの展示を行うこと等を禁止することとしたところです。

今般、本規制のうち、ねこが自由に移動できる状態で行う成猫の展示につい
て一定の経過措置規定を置くことを検討しています。

本件について広く国民の皆様のご意見をお聞きするため、別添の意見募集要
領のとおり郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、平成24年4月23日
（月）から平成24年5月7日（月）までの間、パブリックコメントを行いま
す。

【添付資料】

- ・意見募集要領
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改
正する省令案等（概要）
- ・意見提出が30日未満の場合のその理由

参考 平成24年1月20日の報道発表（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14717>

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項及び第四十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条を第三条とする。

第一条中「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

- 一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。
- 二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

別表中（第一条関係）を（第二条関係）に改め、同表の一中「哺乳綱」を「哺乳綱」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条各号に掲げる取扱いに係る動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する動物取扱業（以下「追加動物取扱業」という。）を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間（当該期間内に法第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、法第十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該追加動物取扱業を営むことができる。その者がその期間内に当該追加動物取扱業について同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き追加動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該追加動物取扱業を営んでいる事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長）の法第十条第一項の登録を受けた者とみなして、法第十九条第一項当該登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

環境大臣臨時代理

国務大臣 枝野 幸男

内閣総理大臣 野田 佳彦

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（動物取扱業の登録を要する取扱い） 第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十條第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。 一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。 二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。 （特定動物） 第二条 法第二十六條第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。 （国庫補助） 第三条 （略）	（特定動物） 第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十六條第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。 （国庫補助） 第二条 （略）

別表第二(第二関係)		
科名	種	名
一 哺乳綱		
(一) ♪ (六)	(略)	
二 ♪ 三	(略)	

別表第二(第一条関係)		
科名	種	名
一 哺乳綱		
(一) ♪ (六)	(略)	
二 ♪ 三	(略)	

○環境省令第一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

環境大臣臨時代理

国務大臣 枝野 幸男

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号リ中「餌」を「餌」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

五 営業時間

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者」を削り、「第八条第一号から第七号まで」を「第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

第三条第二項に次の一号を加える。

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

第五条第四項に次の一号を加える。

六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの
第八条中第八号を第十号とし、同条第七号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号に後段として次のように加える。

競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

第八条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

第八条中第五号を第六号とし、同条第四号中「給餌」を「給餌」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又はねこの展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。

第九条第一号中「第三条第一項第四号イからハまで」を「第三条第一項第五号イからハまで」に改める。

別表保管（飼養施設を有して営む者）の項中「及び展示」を「展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）」に改め、同表展示の項の次に次のように加える。

動物の売買をしようと
する者のあつせんを会
場を設けて競りの方法
により行うこと

販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競り
の方法により行うこと

1. 凡在本行開辦之各項業務，均應遵守本行所訂之各項規章，並應隨時注意本行所訂之各項規章，如有違反者，本行將依法究辦。

販売（飼養施設を有して営む者に限る）、保管（飼養施設を有して営む者に限る）貸出して、訓練（飼養施設を有して営む者に限る）示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）

様式第一を次のように改める。

様式第1 (第2条第1項関係).

田 里 年

都道府県知事
市長
殿

名氏請申

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の申請をします。

五

1 事業所の名称		
2 事業所の所在地	電話番号	
3 動物取扱責任者	(1)氏名	
	(2)要件 ☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教育（教育機関等： ） ☐ 資格（団体等： ）	
4 動物取扱業の種別	☐ 販売／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示 ☐ その他（ ） （飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無）	

5 業務の内容 内容及実施 の方法	(1)業務の具 体的内容		
	(2)実施の方法	別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）	
6 主として取り 扱う動物の種類 及び数	(1)哺乳類		
	(2)鳥類		
	(3)爬虫類		
7 飼養施設 （施設を有する場合）	(1)所在地		
	(2)構造及び規模	①建築構造	□木造/□木造モルタル造/□鉄骨鉄筋コンクリート造/□鉄筋コンクリート造/□コンクリートブロック造 □その他（ ）
		②延床面積	m ²
		③敷地面積	m ²
		④材質 床面 壁面	
(3)管理の方法	□ケージ等（個） □照明設備/□給水設備/□排水設備/□洗浄設備/□消毒設備/□廃棄物の処理設備/□動物の死体の一時保管場所/□餌の保管設備/□清掃設備/□空調設備/□遮光等の設備/□訓練場		
8 営業の開始年月日	年 月 日 （これまでの営業年数： 年）		
	9 権原の有無	①事業所 □有 □無 ②飼養施設 □有 □無	
10 事業所以外の場所において重畳事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	□実務経験（ ）年、経験場所：（ ） □教育（教育機関等：（ ）） □資格（団体等：（ ））	
	(2)要件		

11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件 ☐ 実務経験 (年、経験場所:) ☐ 教育 (教育機関等:) ☐ 資格 (団体等:)	
12 営業時間	時から 時までの間	
13 添付書類	☐ 登記事項証明書/ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ ☐ 業務の実施の方法/ ☐ 飼養施設の平面図/ ☐ 飼養施設の付近の見取図/ ☐ 役員の氏名及び住所/ ☐ その他 ()	
14 備考		

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容 (教育機関及び専攻コースの名称、資格名等) を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、クーラジ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、クーラジ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権限の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権限の有無についてチェックをすること。「9⑨飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「14 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
- (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
- (3) 事業所に配置される職員の最低数

- (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
- (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種類ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 様式第3 (第2条第7項関係)
- 都道府県知事 殿
- 市 長
- 申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 千
電話番号
- 年 月 日

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業登録証の再交付を申請します。

動物取扱業登録証再交付申請書

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 動物取扱業の種類	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()
6 再交付を申請する理由	☐ 登録証の亡失 ☐ 登録証の滅失 ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
7 備考	

備考

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に応ずる場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

都道府県知事 役 市 長

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		電話番号
3	動物取扱責任者	(1)氏名 (2)要件 実務経験 (年、経験場所:) 教 育 (教育機関等:) 資 格 (団体等:)	
4	動物取扱業の種別		☐ 販売/ ☐ 保管/ ☐ 貸出し/ ☐ 訓練/ ☐ 展示/ ☐ その他 () (飼養施設の有無: ☐ 有 ☐ 無)
5	業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容 (2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)
6	主として取り扱う動物の種類及び数		(1)哺乳類 (2)鳥類 (3)爬虫類
7	(1)所在地		
	(2)飼養施設	①建築構造 ②延床面積 ③敷地面積	☐ 木造/ ☐ 木造モルタル造/ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造/ ☐ 鉄筋コンクリート造/ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 () ㎡ ㎡

及び規模		④材質 床 壁 面	
設備の種類		⑤設備の種類 ☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備/ ☐ 給水設備/ ☐ 排水設備/ ☐ 洗浄設備/ ☐ 消毒設備/ ☐ 廃棄物の集積設備/ ☐ 動物の死体の一時保管場所/ ☐ 餌の保管設備/ ☐ 清掃設備/ ☐ 空調設備/ ☐ 遮光等の設備/ ☐ 訓練場	
(3)管理の方法			
8	営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数: 年)
9	権限の有無	①事業所 ②飼養施設	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無
10	事業所以外の場所において重要事項の説明等を行う場合		(1)氏名 (2)要件 実務経験 (年、経験場所:) 教 育 (教育機関等:) 資 格 (団体等:)
11	事業所ごとに配置される職員		(1)氏名 (2)要件 実務経験 (年、経験場所:) 教 育 (教育機関等:) 資 格 (団体等:)
12	営業時間		時から 時までの間
13	添付書類		☐ 登記事項証明書/ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類/ ☐ 業務の実施の方法/ ☐ 飼養施設の平面図/ ☐ 飼養施設の付近の景観図/ ☐ 役員の氏名及び住所/ ☐ その他 ()
14	登録番号及び登録年月日		年 月 日
15	備考		

備考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6」主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑥設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9」権限の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権限の有無についてチェックをすること。「9⑨飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10」事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11」事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「13」添付書類」欄には、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第1条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - 事業所に配置される職員の最低数
 - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- この様式による登録の申請は、動物取扱業の種類ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種類の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第5（第5条第1項関係）

都道府県知事
市長

年 月 日

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

動物取扱業の業務内容及び実施の方法を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	動物取扱業の種類	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()
6	変更内容	(1)変更前 (2)変更後
7	変更予定年月日	年 月 日
8	変更理由	
9	備考	

備考

- 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法を明らかにした書類を添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7（第5条第3項関係）

都道府県知事
市長

年 月 日

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所

電話番号

動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び規模
役員の氏名・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
営業時間

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
記

1	登録年月日	年	月	日
2	登録番号			
3	動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()		
4	変更内容	(1)変更前 (2)変更後		
5	変更年月日	年	月	日
6	変更理由			
7	添付書類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 役員が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ その他 ()		
8	備考			

備考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

届出

(届出票田)

第一条 この省令が、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一端を改正する政令の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の発現にあつては、この省令に定める改正前の様式により記載した用紙が、この省令の施行後においてもその分の用紙を限り取り替へて使用するものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
（登録の申請等） 第二条 （略） 2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。） イ チ （略） リ 餌の保管設備 ヌ ワ （略） 3 （略） 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 営業時間 5 9 （略） （登録の基準）		（登録の申請等） 第二条 （略） 2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。） イ チ （略） リ 餌の保管設備 ヌ ワ （略） 3 （略） 4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 5 9 （略） （登録の基準）

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第九号に定める内容に適合していること。

三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）

を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第七号及び第九号に定める内容に適合していること。

四 七 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

九 犬又はねこの飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていることと（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。）。

第二条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第七号までに定める内容に適合していること。

三 六 (略)

2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

(変更の届出) 第五条 (略)	(変更の届出) 第五条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。	4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一〇五 (略)	一〇五 (略)
六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの	
(遵守基準)	(遵守基準)
第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。	第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一〇三 (略)	一〇三 (略)
四 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、大又はねこの展示を行う場合	
合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。	
五 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者	四 販売業者にあつては、販売しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を公布して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者

を相手方として販売する場合にあつては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イゝニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へゝソ (略)

六・七 (略)

八 競りあつせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

九 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第七号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

十 (略)

（動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

を相手方として販売する場合にあつては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イゝニ (略)

ホ 適切な給餌及び給水の方法

へゝソ (略)

五・六 (略)

七 第四号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第六号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

八 (略)

（動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第五号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)	(略)

職員のうちから選任するものとする。

一 第三条第一項第四号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 (略)

別表(第三条第一項関係)

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売(飼養施設を有して営む者)	(略)
販売(飼養施設を有さずに営む者)	(略)
保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、及び展示	(略)

	動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
動物の譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）

様式第一
（略）

様式第三
（略）

様式第四
（略）

様式第一
（略）

様式第三
（略）

様式第四
（略）

様式第五 (略)	様式第七 (略)
様式第五 (略)	様式第七 (略)

○環境省告示第四号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件を次のように定め、平成二十四年六月一日から適用する。

平成二十四年一月二十日

環境大臣臨時代理

国務大臣 枝野 幸男

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「給餌」を「給餌」に改める。

第五条第一号へに後段として次のように加える。

競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条第一号トに後段として次のように加える。

特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に大及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

第五条第一号チ中「餌」を「餌」に改め、同号中レをソとし、ルからタまでをヲからシまでとし、同号ヌに後段として次のように加える。

特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

第五条第一号中ヌをルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないよう

にすること。

第五条第二号イ中「契約の相手方」を「契約の相手方等」に改め、後段として次のように加える。
競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

第五条第五号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さな

いようにすること。

第六条第四号中「販売」の下に「競り」を加え、同条に次の一号を加える。

六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件 新旧対照条文
 ◎動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（設備の管理） 第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。 二 六 （略） （動物の管理） 第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。 イ ホ へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。 。 競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。	（設備の管理） 第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。 二 六 （略） （動物の管理） 第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。 イ ホ （略） へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。	ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。 チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
リ （略） ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。	リ （略） ヌ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において、展示を行わない時間を設けること。
ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。	ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において、展示を行わない時間を設けること。
ヲ ソ （略） 二 飼養施設等における動物の疾病に係る措置は、次に掲げるような方法により行うこと。 イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健	ヲ レ （略） 二 飼養施設等における動物の疾病にかかる措置は次に掲げるような方法により行うこと。 イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。
イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ (略)

ハ (略)

六 (略)

（その他遵守すべき事項）

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ (略)

ロ (略)

六 (略)

（その他遵守すべき事項）

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

五 (略) 六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。	五 (略)
--	------------------